

許可番号 第1-11号

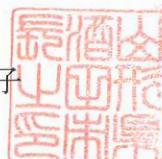
一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鶴岡市白山字村北128番地11
有限会社大瀧商店
氏 名 代表取締役 大瀧 悟

第7条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
~~第7条の2第1項~~
の許可を受けた者

であることを証する。

酒田市長 矢口明子



許可の年月日

令和6年4月1日

許可の有効期限

令和8年3月31日

1 事業の範囲	一般廃棄物収集運搬（事業系じん芥） 特定家庭用機器再商品化法対象品目収集運搬
2 許可の条件	(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、 「酒田市廃棄物の処理及び清掃に関する 条例」及び関係法律を遵守すること。 (2) 酒田市廃棄物収集運搬許可条件を遵守 すること。
3 許可の更新、 変更の状況	令和6年4月1日 許可更新

酒田市一般廃棄物収集運搬許可条件

1. 収集運搬区域は、酒田市全域とする。
2. 事業所等から排出される一般廃棄物（以下「じん芥」）の収集又は運搬を依頼された場合は、正当な理由なく拒否してはならない。
3. じん芥の収集又は運搬を行う場合、次の各号の事項を留意しなければならない。
 - (1) 収集又は運搬できるじん芥は、事業系一般廃棄物排出容器基準に定められた容器（袋）に入っている物に限る。
 - (2) 収集されたじん芥は、市の指示する又は許可した施設に搬入しなければならない。
 - (3) じん芥と産業廃棄物等を同一車両で同時に収集してはならない。
 - (4) 収集運搬の実績報告は、翌月の10日まで所定の様式により市長に報告しなければならない。
 - (5) 許可申請内容を変更した場合は、変更した日から10日以内に届け出なければならない。（事業所所在地・事業内容・役員等・収集車両の変更等）
4. 許可に係る権利は、他に譲渡又は代行させることはできない。
5. 市長が業務に関して報告等を求めた場合は、これに応じなければならない。
6. 収集運搬作業員の安全衛生向上のために、研修等実施すること。
7. 車両の維持管理（整備点検・清掃・外見等）には、常に注意をはらうこと。
8. 車両ごとに作業日誌を備え付け、作業記録を記入し整理保存すること。
9. 車両側面等に許可業者名を記載すること。
10. 事業系一般廃棄物の収集運搬にあたっては、事業所との間に収集運搬業務契約を締結して業にあたること。
11. 本許可条件に定めるもののほか、関係法令等に違反行為があった場合は、許可の取り消し又は業務の停止を命ずることがある。